

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目 次

- ◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
- 土地改良区の設立の認可
- 土地収用法による事業の認定
- 国有財産の用途廃止
- 開発行為に関する工事の完了
- 土地区画整理組合の設立の認可

告 示

鳥取県告示第三百九十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十八年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十八号

岩美郡福部村大字海士六三五石谷米太郎ほか十八人の者から設立認可申請のあつた福部土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年六月七日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、

診療科目	氏 名	勤 務 先 又 は 居 住 地
小児科	木村 隆夫	米子市西町三六の一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	常松 久晃	日野郡日南町生山五二一五 日南町国民健康保険 日南病院
外 科	篠原 顕一郎	日野郡溝口町長山一五二の一 篠原医院
内 科	武田 千濤	日野郡溝口町二部一五五四の四 二部診療所
眼 科	百村 清	鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院
内 科	見防 隆	西伯郡西伯町大字倭三九七 西伯町国民健康保険 西伯病院
内 科	森 正宣	〃

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市営墓地造成工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市古郡家字滝ヶ谷及び字園原家奥並びに八坂字白越山、字大ナル及び字白越地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第四百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年六月八日から用途廃止した。

昭和四十八年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
米子市西福原字堀川尻巳一六四八番一地先	一八・七〇	道路敷

鳥取県告示第四百一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年六月五日 鳥取県指令受都計第百二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市浦津字清水及び下新印字折口ノ巻外

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市錦町一丁目一五二

米子製鉛株式会社

代表取締役 田 中 鉄 造

鳥取県告示第四百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市御所原土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 組合の名称
米子市御所原土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
昭和四十八年六月十二日から昭和四十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区
米子市福市字道端、字中尾谷、字二新庄、字御所原及び字東堀の各一部
- 四 事務所の所在地
米子市中町二十番地
(米子市建設部都市計画課内)
- 五 設立認可の年月日
昭和四十八年六月五日
- 六 事業年度
昭和四十八年度
- 七 公告の方法
理事長が指定する場所に掲示して行なう。